

仕組預金 二重通貨定期預金 中間利払型 特約設定レート後決めタイプ(円投資型)

＜愛称：パワード定期プラス＞

商品説明書(契約締結前交付書面)

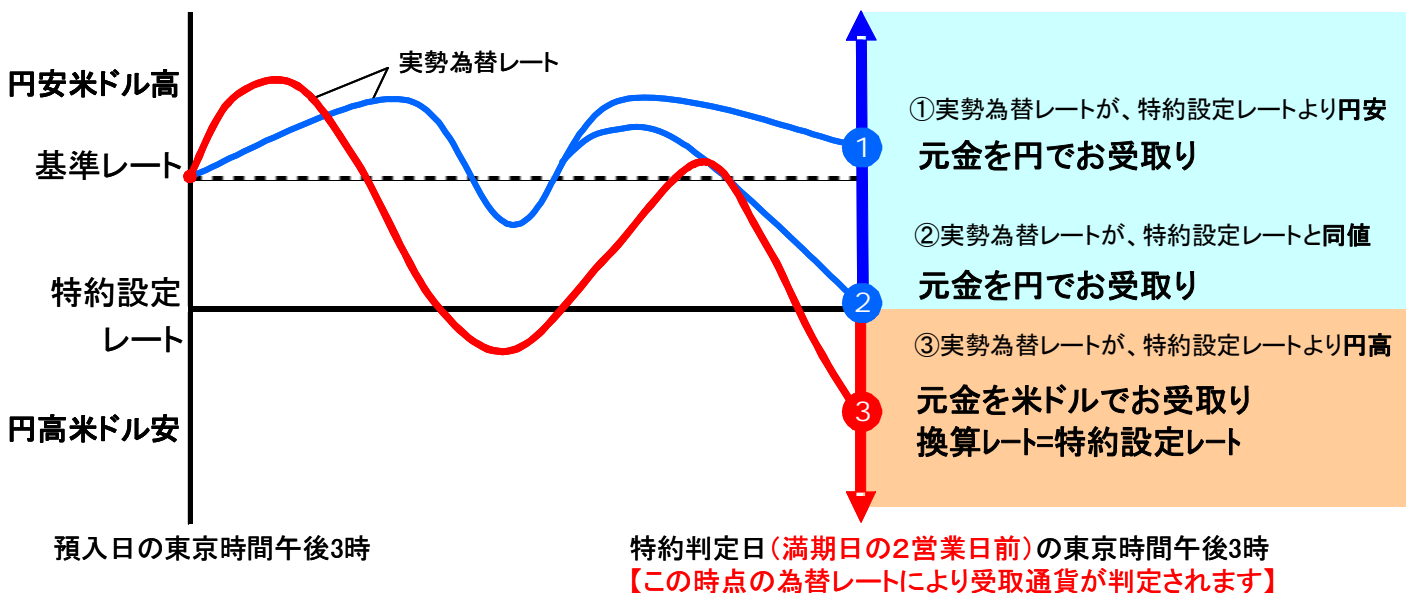
下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。
また、新生パワーコール(電話)でのお取引の際には、この書面を必ずお手元にご用意ください。

- この預金は、通常の円定期預金よりも高い金利が設定されていますが、元金を払い戻す際の通貨を決定する特約およびその特約判定に用いられる為替レート(以下「特約設定レート」といいます)が予め設定されており、この特約判定の結果によっては、この預金の元金は、「特約設定レート」で相対通貨(外貨)に交換のうえで、払い戻される可能性があります。
- 特約判定日の実勢為替レートが「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合、この預金の元金は、「特約設定レート」で相対通貨(外貨)に交換のうえで、払い戻されます。これに対して、特約判定日の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合、この預金の元金は、預入通貨(円貨)のままで払い戻されます。
- この預金の元金が相対通貨(外貨)で払い戻された場合、払戻元金を払戻時の実勢為替レートにより円換算すると、為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- この預金は、中途解約できません。また、この預金の元金は相対通貨(外貨)に交換のうえ払い戻される場合がありますので、必ず、余裕資金でお預け入れください。

実勢為替レートと受取通貨判定のイメージ図

このイメージ図は、一般的な商品概要の説明を目的として作成したもので、あくまで参考例です。
利回りを保証するものではありません。実際のお取引の際には、必ずお預入条件をご確認ください。

＜相対通貨が米ドルの場合＞



- 特約設定レートは、預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅を加えた形で設定されます。
- お客さまには、お預入時に、上記一定の幅のみを、当行所定の選択肢の中からご選択いただきます。
- 満期時のお取り扱いを決定する特約判定日のレートは、当行が特約判定時に参照する実勢為替レートとします。

「特約設定レート」の決定のタイミング

- 「特約設定レート」は、預入後に決定されます。この預金のお申込み後に、預入通貨(円貨)と相対通貨(外貨)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定されることがあります。

満期時受取元金の通貨決定のタイミング

- この預金の特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨(円貨)と相対通貨(外貨)との間の実勢為替レートと「特約設定レート」とを比較することによって、お客さまの満期時受取元金の通貨が預入通貨(円貨)になるか相対通貨(外貨)になるかが決定されます。なお、この預金の利息は、毎年の中間利払日および満期日に、円貨で受け取れます。

満期時受取元金の通貨が相対通貨(外貨)となった場合

- この預金の元金は、「特約設定レート」にて相対通貨(外貨)に交換のうえ、払い戻されます。この場合、お客さまは、満期日に実勢為替レートより不利な為替レートで相対通貨(外貨)を取得することになり、満期時の払戻元金の円換算額が、預入時の払込円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクがあります。詳しくは、後記「想定損失額等について」の「満期時」をご参照ください。
- 払戻元金をさらに他の通貨(ただし、外貨間取引対象通貨に限ります。)に交換される場合には、お客さまに為替手数料をご負担いただきます。また、相対通貨(外貨)で払い戻された元金の一部又は全部をご送金される等の場合にも、所定の手数料がかかります。詳しくは、後記「外貨預金等に関わる手数料等について」をご参照ください。

満期時受取元金の通貨が預入通貨(円貨)となった場合

- この預金の元金は、満期時に預入通貨(円貨)のまま払い戻されます。この場合、お客さまは、満期時受取元金が「特約設定レート」により相対通貨(外貨)に交換されることによる為替差益を享受することはできませんので、ご注意ください。

この預金の中途解約

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)しなければなりません。中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用(以下「再構築額」といいます。)が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくこととなります。また、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用(以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。)も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約をされるお客さまにご負担いただくこととなります。詳しくは、後記「想定損失額等について」の「中途解約時」をご参照ください。

1. 商品名	仕組預金 二重通貨定期預金 中間利払型 特約設定レート後決めタイプ(円投資型)(愛称:パワード定期プラス)					
2. 商品概要	この預金は、円定期預金に、元金を払い戻す際の通貨を決定する特約およびその特約判定に用いられる為替レート(「特約設定レート」)があらかじめ設定された仕組預金です。為替相場の動向によっては、この特約判定の結果、この預金の元金は「特約設定レート」にて交換のうえ、相対通貨(外貨)で払い戻される可能性があります。					
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま					
4. 期間 (1) 預入期間 (2) 満期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年または5年。自動継続のお取り扱いはございません。 ・ 原則として預入期間(年)に応じた、預入日の応当日とします。 ・ 応当日が当行の休業日の場合または海外の関連主要外国為替市場が閉鎖されている日の場合はその前営業日を満期日とします。 ・ 預入日の応当日が存在しない場合には、預入期間(年)に応じた、預入日の属する月の末日を満期日とし、当該末日が当行の休業日の場合または海外の関連主要外国為替市場が閉鎖されている日の場合は、その前営業日を満期日とします。 					
5. 預入方法 (1) 預入通貨 (2) 最低預入金額・ 預入単位	円	<table border="1"> <tr> <td>店頭による預入の場合</td> <td>250万円以上、1円単位</td> </tr> <tr> <td>新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合</td> <td>250万円以上、1円単位</td> </tr> </table>	店頭による預入の場合	250万円以上、1円単位	新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	250万円以上、1円単位
店頭による預入の場合	250万円以上、1円単位					
新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	250万円以上、1円単位					

(3)預入方法 (4)取扱時間	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	30万円以上、1円単位	
	一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限ります。		
	取扱チャネル	当日扱い	翌営業日扱い
	店頭による預入の場合	当行営業日の東京時間 午後1時30分までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後1時30分以降のお申込み
新生パワーコール(テレホンバンキング)による預入の場合	当行営業日の東京時間 午後2時までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後2時以降のお申込み	
この預金へのお申込みが翌営業日扱いとなる場合、当該翌営業日までの間、預入資金に利息はまったく付利されませんのでご注意ください。			
6. 元金の払戻方法 (1)払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。		
(2)相対通貨 (3)特約設定レート	特約判定	満期時受取通貨	元金の取扱方法
	特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」より円高であると当行が判断した場合	相対通貨(外貨)	「特約設定レート」にて相対通貨に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨普通預金へ入金
	特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合	預入通貨(円貨)	お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金
お申込時に、米ドル、豪ドルまたはニュージーランド・ドルの中からお選びいただけます。			
満期時受取通貨を決定する基準となる為替レートです。また、お客さまが満期時にこの預金の元金を相対通貨で受け取られることとなった場合に適用される換算レートでもあります。			
預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に「当行所定の一定の幅」を加えた形で設定されます。			
お客さまにはお申込時に、上記「当行所定の一定の幅」のみを当行所定の選択肢の中からお選びいただけます。			
「特約設定レート」の決定は、預入後に行われますので、お申込み後に、預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。			
具体的なレートについては店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。			
7. 利息 (1)適用利率	預入時の約定利率を満期日まで適用します。		
(2)利息の計算方法	具体的な利率については、店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。		
(3)利息の支払方法	各利息計算期間につき、付利単位を1円、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。		
(4)満期日以降の利息	中間利払日および満期日に、前回中間利払日(初回は預入日)からその利払日(最終回は満期日)の前日まで(利息計算期間)の日数および適用利率によって計算した利息を、円貨でお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金することにより支払います。		
	中間利払日は、預入日の毎年の応当日とします。預入日の応当日が存在しない場合には、預入日の属する月の末日を中間利払日とします。		
	満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の満期時受取通貨普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、当該通貨の普通預金利率を適用することにより計算されます。		
	利払頻度、計算方法等については、満期時受取通貨に応じて、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書もしくは外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコール等にてお問い合わせください。		
8. 付加できる特約事項	ございません。		
9. 外国為替予約	外国為替予約のお取扱いはできません。		
10. 預金保険	<p>この預金は、預金保険による保護の対象ですが、「決済用預金」ではありません。</p> <p>この預金は、預金保険の対象であり、当行にお預け入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等と合算して、元本1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金の利息等については、お預け入れ時におけるこの預金の預入期間と同一の期間のパワーフレックス円定期預金の店頭表示金利(ただし、キャンペーン金利や金額・新生ステップアッププログラムにおけるお客さまのステージ・販売チャネル等に応じた優遇金利を除きます。)までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。</p> <p>また、満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となり、元金が相対通貨(外貨)に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨(外貨)普通預金に入金された場合には、預金保険の対象外となります。</p> <p>預金保険制度につきさらに詳しい説明を希望の場合には、預金保険機構ホームページをご覧ください。</p>		

	は店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。
11. 元本欠損リスクとその要因	<ul style="list-style-type: none"> この預金の元金は、為替相場の動向によっては、「特約設定レート」にて相対通貨(外貨)に交換のうえ、払い戻されます。この場合、満期時払戻金額の円換算額が、お預入時の払込円貨額を下回り、円貨ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。詳しくは、後記「想定損失額等について」の「満期時」をご参照ください。 当行がやむを得ないものと認めて満期前解約に応じる場合にも、下記12のとおり、この預金は大きく「元本割れ」するリスクがあります。
12. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> この預金の中途解約は原則としてできません。 当行がやむを得ないものと認め、満期前解約に応じる場合、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出し、これを元本金額から差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高くなります。詳しくは、後記「想定損失額等について」の「中途解約時」をご参照ください。
13. 当座貸越サービス	この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象外です。
14. 税金の概要	<p>利息 : 源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として課税されます。</p> <p>為替差益 : 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。</p> <p>為替差損 : 黒字の雑所得から控除することができます。</p> <p>マル優 : お取り扱いはできません。</p> <p>詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。</p>
15. その他手数料	この預金の元金または利息の引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。</p> <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
17. 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
18. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 相対通貨(外貨)にて払い戻されたこの預金の元金を外貨現金で引き出すことはできません。このほか、外貨預金の引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。 相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場合には、上記12に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金として、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引いた残額が払い戻されることとなります。
19. 取扱銀行	株式会社新生銀行 東京都中央区日本橋室町2-4-3
20. お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭または新生パワーコール(☎0120-456-860)までお問い合わせください。

想定損失額等について

以下では、観測期間を2000年4月1日から2013年7月10日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された満期時および中途解約時における想定損失額等について、ご案内いたします。この書面でご案内する想定損失額等が、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認の上、この預金に預け入れを行うか否かをご検討ください。

なお、当該観測期間中のデータが取得できない場合や存在しない場合は、他の類似期間等のデータを参考のうえ、想定損失額等を算出しています。また、お客さまが今後行う実際の取引においては、それら過去のデータに基づく想定範囲を超える状況の発生に起因して損失が生じることがあります。従って、「実際の取引において生じる損失額」は、「本書面でご案内する想定損失額等」とは異なる場合があります。

満期時

満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となった場合には、「特約設定レート」で当初預け入れ元本が相対通貨(外貨)に交換されることとなります。したがって、「特約設定レート」により交換された相対通貨元本(外貨)を預入通貨(円)に換算した値と当初預け入れ元本との差が満期時にお客さまに生じると想定される損失(以下「想定損失」といいます。)となります。

各相対通貨の円に対する観測期間中の最大下落率は、次の通りです。

相対通貨	米ドル	豪ドル	NZドル
相対通貨の下落率	44%程度	49%程度	57%程度

満期時の実勢為替レートが、預入時の実勢為替レートから上記の水準で下落したものと仮定しますと、特約設定レートおよび相対通貨の組み合わせに応じた想定損失額は、次の通りとなります。

相対通貨 特約設定レート	米ドル		豪ドル		NZドル	
	想定 損失率	元本が500万円の場合の 想定損失額	想定 損失率	元本が500万円の場合の 想定損失額	想定 損失率	元本が500万円の場合の 想定損失額
基準レート	44%程度	220万円程度	49%程度	245万円程度	57%程度	285万円程度
基準レート-5円	41%程度	205万円程度	46%程度	230万円程度	54%程度	270万円程度
基準レート-7.5円	39%程度	195万円程度	44%程度	220万円程度	52%程度	260万円程度
基準レート-10円	37%程度	185万円程度	42%程度	210万円程度	50%程度	250万円程度
基準レート-15円	-	-	39%程度	195万円程度	-	-

※上記はあくまでも過去のデータを参考に算出したものであり、この過去のデータを超える為替レートの変動があった場合の損失は、上記でご案内する想定損失以上となります。

中途解約時

この預金をお客さまが中途解約することは原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、次のとおり、損害金をご負担いただきます。なお、この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、以下でご案内する想定損害金額以上の水準となる可能性もあります。この点、十分、ご注意ください。

○ 損害金の概要

損害金とは、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するための費用で、中途解約日から満期日までのこの預金の再構築額および再構築取引に伴う費用により構成されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額の計算は、中途解約時における「預入通貨と相対通貨との間の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)に対応する預入通貨および相対通貨の市場金利」、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として、主に次の点から中途解約対象預金の価値を評価することにより行われます。

① 中途解約時の通貨オプションの価値

② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する(預入通貨の)市場金利との差

再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、中途解約時の通貨オプションの価値は、預入通貨と相対通貨との間の為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。また、市場金利との差の評価は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合は損害金を減少させることとなりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。

○ 想定損害金の水準

以下では、預入期間を5年とし、相対通貨が米ドルの場合には「特約設定レート」を「基準レート-5円」、相対通貨が豪ドルの場合には「特約設定レート」を「基準レート-15円」、NZドルの場合には「特約設定レート」を「基準レート-10円」として設定されたこの預金が預入直後に中途解約された場合の想定損害金の水準について、ご案内いたします。なお、上記とは異なる預入期間又は特約設定レートをご選択された場合でも、その想定損害金は、下記でご案内する各想定損害金の範囲内の金額となります。

●市場の変動が無かった場合の想定損害金

基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の12%程度(元本が500万円の場合、60万円程度)の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。

● 次の《前提条件》のような大幅な市場変動があった場合の想定損害金

この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合、預け入れ直後に次の《前提条件》に記載のような大幅な市場変動があったことを前提に想定される損害金は、相対通貨に応じて、次の通りとなります。

相対通貨	米ドル	豪ドル	NZドル
想定損害金率	62%程度	62%程度	67%程度
元本が500万円の場合の想定損害金額	310万円程度	310万円程度	335万円程度

《前提条件》

「為替の変動性」

預入時の市場水準を観測期間(上記の通り、2000年4月1日から2013年7月10日までの期間)中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「預入通貨と相対通貨の市場金利の差(『相対通貨金利』-『預入通貨金利』)」

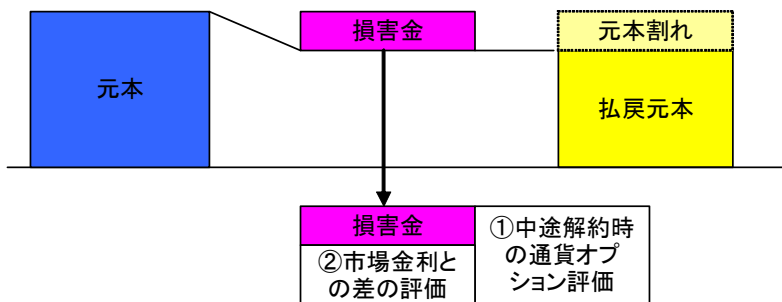
預入時の市場水準を観測期間中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「為替レート」

預入時の実勢為替レートから、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分(米ドルの場合:44%程度、豪ドルの場合:49%程度、NZドルの場合:57%程度)預入通貨高水準となったものと仮定。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の面積比が実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



外貨預金に関わる手数料等について

(1) 相対通貨(外貨)で支払われたこの預金の元金(払戻金)のお引き出し方法および手数料等

お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。 買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズ チェックでのお引き出し	お取り扱いはできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合、発行手数料 4,000 円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の 相対通貨以外の通貨の外貨預金 へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の 相対通貨と同通貨の外貨預金へ のお振替	手数料はかかりません。
お客さまのパワーフレックス口座の 相対通貨と同通貨建ての投資信託 購入代金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 手数料はかかりません(なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。)
外貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	<p>この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合の手料は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 送金手数料: 4,000円 ② 送金手数料: 4,000円

(2) 為替手数料(1 基本通貨あたり・片道)

●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

通貨	為替手数料
米ドル	1 円
豪ドル	1 円
ニュージーランド・ドル	1 円

●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1 ユーロにつき	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1 ユーロにつき	0.02 豪ドル
ユーロ	ニュージーランド・ドル	1 ユーロにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1 ユーロにつき	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1 ユーロにつき	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1 英ポンドにつき	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1 英ポンドにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1 英ポンドにつき	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1 英ポンドにつき	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1 豪ドルにつき	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1 豪ドルにつき	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1 豪ドルにつき	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1 米ドルにつき	0.01 カナダドル

- ※ 外国為替相場の急激な変動などの場合には、上表とは異なる為替手数料が適用される場合があります。
- ※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。
- ※ 上記手数料には消費税等はかかりません。

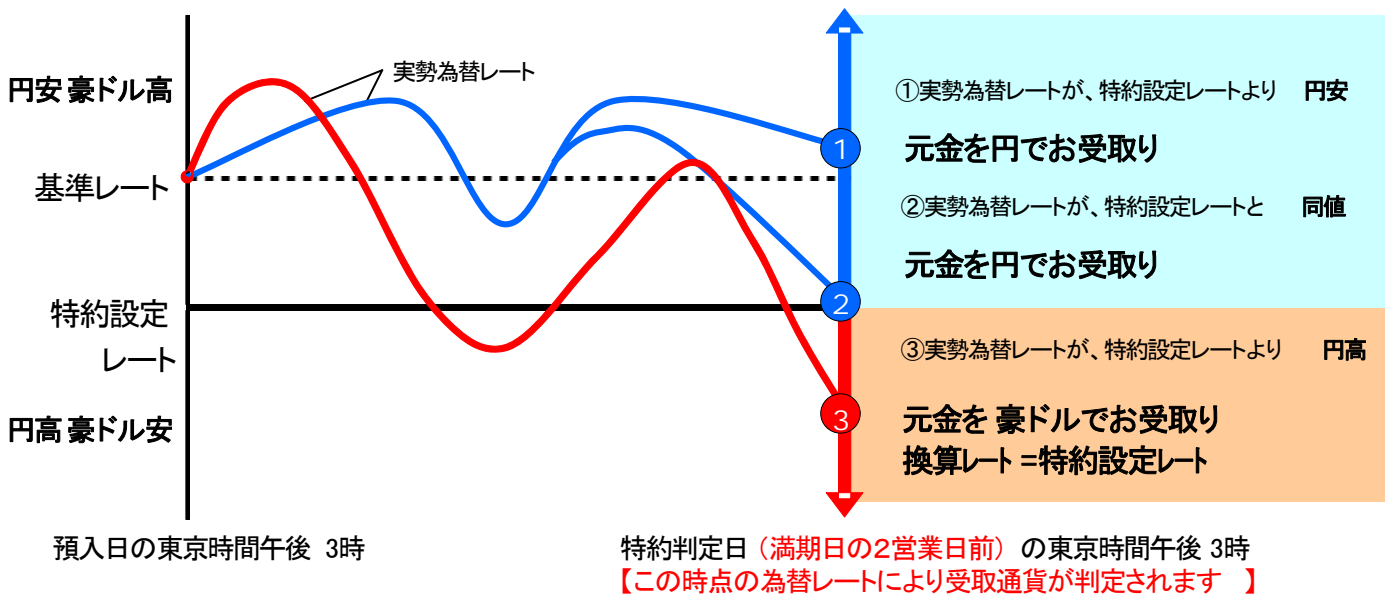
仕組預金 二重通貨定期預金 中間利払型 特約設定レート後決めタイプ
 (円投資型-リスク低減タイプ-) <愛称: パワード定期プラス-リスク低減タイプ->
 商品説明書(契約締結前交付書面)

下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。
 また、新生パワーコール(電話)でのお取引の際には、この書面を必ずお手元にご用意ください。

- この預金は、通常の円定期預金よりも高い金利が設定されていますが、元金を払い戻す際の通貨を決定する特約およびその特約判定に用いられる為替レート(以下「特約設定レート」といいます)が予め設定されており、この特約判定の結果によっては、この預金の元金は、「特約設定レート」で相対通貨(豪ドル)に交換のうえで、払い戻される可能性があります。
- 特約判定日の実勢為替レートが「特約設定レート」よりも円高であると当行が判断した場合、この預金の元金は、「特約設定レート」で相対通貨(豪ドル)に交換のうえで、払い戻されます。これに対して、特約判定日の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合、この預金の元金は、預入通貨(円貨)のままで払い戻されます。
- この預金の元金が相対通貨(豪ドル)で払い戻された場合、払戻元金を払戻時の実勢為替レートにより円換算すると、為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- この預金の「特約設定レート」は、当行が同時期に提供する通常のパワード定期プラスの「特約設定レート」よりも円高水準となるように設定されています。このため、この預金は、預入元金が「特約設定レート」で相対通貨(豪ドル)に交換のうえで払い戻されることにより円貨ベースで元本割れが生じるリスクが、通常のパワード定期プラスよりも低減されています。
- この預金は、中途解約できません。また、この預金の元金は相対通貨(豪ドル)に交換のうえ払い戻される場合がありますので、必ず、余裕資金でお預け入れください。

実勢為替レートと受取通貨判定のイメージ図

このイメージ図は、一般的な商品概要の説明を目的として作成したもので、あくまで参考例です。
 利回りを保証するものではありません。実際のお取引の際には、必ずお預入条件をご確認ください。



- 特約設定レートは、預入日の東京時間午後 3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に当行所定の一定の幅を加えた形で設定されます。
- 満期時のお取り扱いを決定する特約判定日のレートは、当行が特約判定時に参照する実勢為替レートとします。

「特約設定レート」の決定のタイミング

- 「特約設定レート」は、預入後に決定されます。この預金のお申込み後に、預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定されることがあります。

満期時受取元金の通貨決定のタイミング

- この預金の特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨(円貨)と相対通貨(豪ドル)との間の実勢為替レートと「特約設定レート」とを比較することによって、お客さまの満期時受取元金の通貨が預入通貨(円貨)になるか相対通貨(豪ドル)になるかが決定されます。なお、この預金の利息は、毎年の中間利払日および満期日に、円貨で受け取れます。

満期時受取元金の通貨が相対通貨(豪ドル)となった場合

- この預金の元金は、「特約設定レート」にて相対通貨(豪ドル)に交換のうえ、払い戻されます。この場合、お客さまは、満期日に実勢為替レートより不利な為替レートで相対通貨(豪ドル)を取得することになり、満期時の払戻元金の円換算額が、預入時の払込円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクがあります。詳しくは、後記「想定損失額等について」の「満期時」をご参照ください。
- 払戻元金をさらに他の通貨(ただし、外貨間取引対象通貨に限ります。)に交換される場合には、お客さまに為替手数料をご負担いただきます。また、相対通貨(豪ドル)で払い戻された元金の一部又は全部をご送金される等の場合にも、所定の手数料がかかります。詳しくは、後記「外貨預金等に関わる手数料等について」をご参照ください。

満期時受取元金の通貨が預入通貨(円貨)となった場合

- この預金の元金は、満期時に預入通貨(円貨)のまま払い戻されます。この場合、お客さまは、満期時受取元金が「特約設定レート」により相対通貨(豪ドル)に交換されることによる為替差益を享受することはできませんので、ご注意ください。

この預金の中途解約

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)しなければなりません。中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点での市場価格で計算された費用(以下「再構築額」といいます。)が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくこととなります。また、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用(以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。)も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約をされるお客さまにご負担いただくこととなります。詳しくは、後記「想定損失額等について」の「中途解約時」をご参照ください。

1. 商品名	仕組預金 二重通貨定期預金 中間利払型 特約設定レート後決めタイプ (円投資型-リスク低減タイプ-) (愛称: パワード定期プラス-リスク低減タイプ-)
2. 商品概要	この預金は、円定期預金に、元金を払い戻す際の通貨を決定する特約およびその特約判定に用いられる為替レート(「特約設定レート」)があらかじめ設定された仕組預金です。為替相場の動向によっては、この特約判定の結果、この預金の元金は「特約設定レート」にて交換のうえ、相対通貨(豪ドル)で払い戻される可能性があります。
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 期間 (1)預入期間 (2)満期日	<ul style="list-style-type: none">・ 3年または5年。自動継続のお取り扱いはございません。・ 原則として預入期間(年)に応じた、預入日の応当日とします。・ 応当日が当行の休業日の場合または海外の関連主要外国為替市場が閉鎖されている日の場合は、その前営業日を満期日とします。・ 預入日の応当日が存在しない場合には、預入期間(年)に応じた、預入日の属する月の末日を満期日とし、当該末日が当行の休業日の場合または海外の関連主要外国為替市場が閉鎖されている日の場合は、その前営業日を満期日とします。
5. 預入方法 (1)預入通貨	<ul style="list-style-type: none">・ 円

(2) 最低預入金額・預入単位	店頭による預入の場合	250万円以上、1円単位									
	新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	250万円以上、1円単位									
	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	30万円以上、1円単位									
	一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限ります。										
(3) 預入方法											
(4) 取扱時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱チャネル</th> <th>当日扱い</th> <th>翌営業日扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店頭による預入の場合</td> <td rowspan="2"> 当行営業日の東京時間 午後1時30分までのお申込み </td> <td rowspan="2"> 当行営業日の東京時間 午後1時30分以降のお申込み </td> </tr> <tr> <td>新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合</td> </tr> <tr> <td>新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合</td> <td> 当行営業日の東京時間 午後2時までのお申込み </td> <td> 当行営業日の東京時間 午後2時以降のお申込み </td> </tr> </tbody> </table>	取扱チャネル	当日扱い	翌営業日扱い	店頭による預入の場合	当行営業日の東京時間 午後1時30分までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後1時30分以降のお申込み	新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	当行営業日の東京時間 午後2時までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後2時以降のお申込み
取扱チャネル	当日扱い	翌営業日扱い									
店頭による預入の場合	当行営業日の東京時間 午後1時30分までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後1時30分以降のお申込み									
新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合											
新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	当行営業日の東京時間 午後2時までのお申込み	当行営業日の東京時間 午後2時以降のお申込み									
この預金へのお申込みが翌営業日扱いとなる場合、当該翌営業日までの間、預入資金に利息はまったく付利されませんのでご注意ください。											
6. 元金の払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。										
(1) 払戻方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特約判定</th> <th>満期時受取通貨</th> <th>元金の取扱方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」より円高であると当行が判断した場合</td> <td>相対通貨(豪ドル)</td> <td>「特約設定レート」にて豪ドルに交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の外貨普通預金へ入金</td> </tr> <tr> <td>特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合</td> <td>預入通貨(円貨)</td> <td>お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金</td> </tr> </tbody> </table>	特約判定	満期時受取通貨	元金の取扱方法	特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」より円高であると当行が判断した場合	相対通貨(豪ドル)	「特約設定レート」にて豪ドルに交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の外貨普通預金へ入金	特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合	預入通貨(円貨)	お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金	
特約判定	満期時受取通貨	元金の取扱方法									
特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」より円高であると当行が判断した場合	相対通貨(豪ドル)	「特約設定レート」にて豪ドルに交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の外貨普通預金へ入金									
特約判定日(満期日の2営業日前)の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが「特約設定レート」と同値または円安であると当行が判断した場合	預入通貨(円貨)	お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金									
(2) 相対通貨	豪ドル										
(3) 特約設定レート	<p>満期時受取通貨を決定する基準となる為替レートです。また、お客さまが満期時にこの預金の元金を相対通貨(豪ドル)で受け取られることとなった場合に適用される換算レートでもあります。</p> <p>預入日の東京時間午後3時における預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートをもとに当行が定める「基準レート」に「当行所定の一定の幅」を加えた形で設定されます。</p> <p>この預金の「特約設定レート」は、当行が同時期に提供する通常のパワー定期プラスの「特約設定レート」と比べ、円高水準となるように設定されます。このため、この預金は、預入元金が相対通貨(豪ドル)に交換のうえ払い戻されることにより元本割れが生じるリスクが、通常のパワー定期プラスよりも低減されています。</p> <p>「特約設定レート」の決定は、預入後に行われますので、お申込み後に、預入通貨と相対通貨との間の実勢為替レートが急激に変動した場合には、お客さまにとって不利な「特約設定レート」が設定される可能性があります。</p> <p>具体的なレートについては店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。</p>										
7. 利息	<p>預入時の約定利率を満期日まで適用します。</p> <p>具体的な利率については、店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。</p> <p>各利息計算期間につき、付利単位を1円、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。</p> <p>中間利払日および満期日に、前回中間利払日(初回は預入日)からその利払日(最終回は満期日)の前日まで(利息計算期間)の日数および適用利率によって計算した利息を、円貨でお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金することにより支払います。</p> <p>中間利払日は、預入日の毎年の応当日とします。預入日の応当日が存在しない場合には、預入日の属する月の末日を中間利払日とします。</p> <p>満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の満期時受取通貨普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、当該通貨の普通預金利率を適用することにより計算されます。</p> <p>利払頻度、計算方法等については、満期時受取通貨に応じて、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書もしくは外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコール等にてお問い合わせください。</p>										
(1) 適用利率											
(2) 利息の計算方法											
(3) 利息の支払方法											
(4) 満期日以降の利息											
8. 付加できる特約事項	ございません。										
9. 外国為替予約	外国為替予約のお取扱いはできません。										

10. 預金保険	<ul style="list-style-type: none"> この預金は、預金保険による保護の対象ですが、「決済用預金」ではありません。 この預金は、預金保険の対象であり、当行にお預け入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等と合算して、元本1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金の利息等については、お預け入れ時におけるこの預金の預入期間と同一の期間のパワーフレックス円定期預金の店頭表示金利(ただし、キャンペーン金利や金額・新生ステップアッププログラムにおけるお客さまのステージ・販売チャネル等に応じた優遇金利を除きます。)までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。 また、満期時受取通貨が相対通貨(外貨)となり、元金が相対通貨(外貨)に交換のうえ、お客さまのパワーフレックス口座の相対通貨(外貨)普通預金に入金された場合には、預金保険の対象外となります。 預金保険制度につきさらに詳しい説明をご希望の場合には、預金保険機構ホームページをご覧ください。もしくは店頭または新生パワーコール等にてお問い合わせください。
11. 元本欠損リスクとその要因	<ul style="list-style-type: none"> この預金の元金は、為替相場の動向によっては、「特約設定レート」にて相対通貨(豪ドル)に交換のうえ、払い戻されます。この場合、満期時払戻金額の円換算額が、お預入時の払込円貨額を下回り、円貨ベースで「元本割れ」が生じるリスクがあります。詳しくは、後記「想定損失額等について」の「満期時」をご参照ください。 当行がやむを得ないものと認めて満期前解約に応じる場合にも、下記12のとおり、この預金は大きく「元本割れ」するリスクがあります。
12. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> この預金の中途解約は原則としてできません。 当行がやむを得ないものと認め、満期前解約に応じる場合、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出し、これを元本金額から差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高くなります。詳しくは、後記「想定損失額等について」の「中途解約時」をご参照ください。
13. 当座貸越サービス	この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象外です。
14. 税金の概要	<p>利息 : 源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として課税されます。</p> <p>為替差益 : 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。</p> <p>為替差損 : 黒字の雑所得から控除することができます。</p> <p>マル優 : お取り扱いはできません。</p> <p>詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。</p>
15. その他手数料	この預金の元金または利息の引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。</p> <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
17. 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
18. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 相対通貨(豪ドル)にて払い戻されたこの預金の元金を外貨現金で引き出すことはできません。このほか、外貨預金の引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。 相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場合には、上記12に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金として、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引いた残額が払い戻されることとなります。 新生お取引レポートには、単に「パワード定期プラス」と表示されます。
19. 取扱銀行	株式会社新生銀行 東京都中央区日本橋室町2-4-3
20. お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭または新生パワーコール

想定損失額等について

以下では、観測期間を2000年4月1日から2013年7月10日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された中途解約時および満期時における想定損失額等について、ご案内いたします。この書面でご案内する想定損失額等が、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認の上、この預金に預け入れを行うか否かをご検討ください。

なお、当該観測期間中のデータが取得できない場合や存在しない場合は、他の類似期間等のデータを参考のうえ、想定損失額等を算出しています。また、お客さまが今後行う実際の取引においては、それら過去のデータに基づく想定範囲を超える状況の発生に起因して損失が生じることがあります。従って、「実際の取引において生じる損失額」は、「本書面でご案内する想定損失額等」とは異なる場合があります。

満期時

満期時受取通貨が相対通貨(豪ドル)となった場合には、「特約設定レート」で当初預け入れ元本が相対通貨(豪ドル)に交換されることとなります。したがって、「特約設定レート」により交換された相対通貨元本(豪ドル)を預入通貨(円)に換算した値と当初預け入れ元本との差が満期時にお客さまに生じると想定される損失(以下「想定損失」といいます。)となります。

豪ドルの円に対する観測期間中の最大下落率は約49%です。満期時の実勢為替レートが、預入時の実勢為替レートから約49%下落したものと仮定した場合の想定損失は、「特約設定レート」を前提にすると次の通りとなります。

特約設定レート	想定損失率	元本が500万円の場合 の想定損失額
基準レート-20円	35%程度	175万円程度

※上記はあくまでも過去のデータを参考に算出したものであり、この過去のデータを超える為替レートの変動があった場合の損失は、上記でご案内する想定損失以上となります。

中途解約時

この預金をお客さまが中途解約することは原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、次のとおり、損害金をご負担いただきます。なお、この預金を中途解約されるお客さまにご負担いただく損害金は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、中途解約時における実際の金融情勢によっては、以下でご案内する想定損害金額以上の水準となる可能性もあります。この点、十分、ご注意ください。

○ 損害金の概要

損害金とは、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するための費用で、中途解約日から満期日までのこの預金の再構築額(以下「再構築額」といいます。)および再構築取引に伴う費用により構成されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額の計算は、中途解約時における「預入通貨と相対通貨との間の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)」に対応する預入通貨および相対通貨の市場金利、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」などを要素として、主に次の点から中途解約対象預金の価値を評価することにより行われます。

① 中途解約時の通貨オプションの価値

② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する(預入通貨の)市場金利との差

再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、中途解約時の通貨オプションの価値は、預入通貨と相対通貨との間の為替レートが預入通貨高になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。また、市場金利との差の評価は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合は損害金を減少させることとなりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。

○ 想定損害金の水準

以下では、預入期間を5年とし、「特約設定レート」を「基準レート-20円」として設定されたこの預金が入金直後に中途解約された場合の想定損害金の水準について、ご案内いたします。なお、上記とは異なる預入期間をご選択された場合でも、その想定損害金は、下記でご案内する各想定損害金の範囲内の金額となります。

●市場の変動が無かった場合の想定損害金

基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の12%程度(元本が500万円の場合、60万円程度)の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。

●次の《前提条件》のような大幅な市場変動があった場合の想定損害金

この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合、預け入れ直後に次の《前提条件》に記載のような大幅な市場変動があったことを前提に想定される損害金は、元本の61%程度(元本が500万円の場合、305万円程度)となります。

《前提条件》

「為替の変動性」

預入時の市場水準を観測期間(上記の通り、2000年4月1日から2013年7月10日までの期間)中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「預入通貨と相対通貨の市場金利の差(『相対通貨金利』-『預入通貨金利』)」

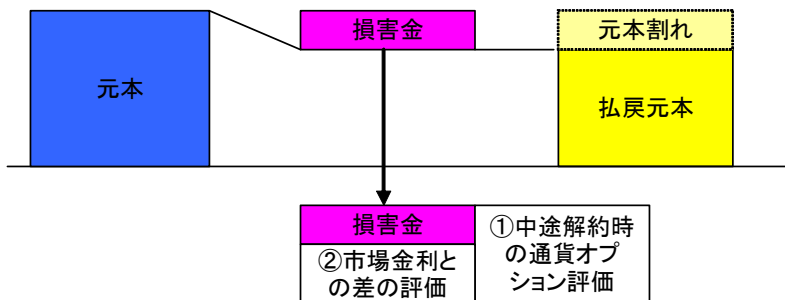
預入時の市場水準を観測期間中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「為替レート」

預入時の実勢為替レートから、中途解約時に観測期間中の最大変動幅である約49%分預入通貨高水準となったものと仮定。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の面積比が実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



外貨預金に関わる手数料等について

(1) 相対通貨(豪ドル)で支払われたこの預金の元金(払戻金)のお引き出し方法および手数料等

お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。 買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズ チェックでのお引き出し	お取り扱いはできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合、発行手数料 4,000 円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の 相対通貨以外の通貨の外貨預金 へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた具体的な為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の 相対通貨と同通貨の外貨預金へ のお振替	手数料はかかりません。
お客さまのパワーフレックス口座の 相対通貨と同通貨建ての投資信託 購入代金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 手数料はかかりません(なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。)
外貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	<p>この預金の払戻金を外貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合の手料は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 送金手数料: 4,000円 ② 送金手数料: 4,000円

(2) 為替手数料(1 基本通貨あたり・片道)

- 「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

通貨	為替手数料
豪ドル	1 円

- 外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1 ユーロにつき	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1 ユーロにつき	0.02 豪ドル
ユーロ	ニュージーランド・ドル	1 ユーロにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1 ユーロにつき	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1 ユーロにつき	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1 英ポンドにつき	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1 英ポンドにつき	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1 英ポンドにつき	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1 英ポンドにつき	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1 豪ドルにつき	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1 豪ドルにつき	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1 豪ドルにつき	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1 ニュージーランド・ドルにつき	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1 米ドルにつき	0.01 カナダドル

- ※ 外国為替相場の急激な変動などの場合には、上表とは異なる為替手数料が適用される場合があります。
- ※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。
- ※ 上記手数料には消費税等はかかりません。